議案第12号

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年9月定例会 建設企業委員会資料 和歌山市企業局

(目的)

現行の水道料金水準では、健全な経営の維持が困難となることから、事業継続、安定給水、サービス維持を図ることを目的に行う。

(料金算定期間及び算定期間に必要となる料金収入(総括原価))

料金算定期間……令和7年度から令和10年度(4年間)

4年間に必要となる料金収入……約289.3億円

※総括原価とは、水道料金で賄うべき費用の総額

(平均改定率)

※料金算定期間における試算

(今後行う主な事業及び算定期間における事業費)

加納浄水場更新設備事業 …… 約112.6億円

• 管路更新事業 ····· 約103.7億円

・紀の川横断部送水管複線化事業 ………… 約23.8億円

・北部新浄水場の建設事業 ……………… 約0.1億円

・配水池耐震劣化対策事業及び配水区域の再編事業 …… 約18.4億円

(現行料金における今後の財政見通し)

令和6年度

70.0

62.5

70.4

66.9

△0.4

△0.4

令和7年度

68.5

62.0

71.1

67.6

△2.6

△3.0

令和8年度

68.1

61.6

72.6

69.1

△4.5

△7.5

○収益的収支

うち料金収入

単年度純損益(収支差引)

累積赤字

収入合計

支出合計

うち経費

令和9年度 令和10年度 67.7 67.5 61.2 60.8 73.6 75.1 70.1 71.5 △5.9

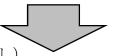
△13.4 令和10年度における累積赤字

○資本的収支

(単位:億円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	事業費	77.1	80.3	111.5	107.3	99.4
財	借入金	33.9	34.4	55.6	54.7	54.5
源内	補助金等	5	6	11.3	9.2	3.4
訳	補塡財源	38.3	34.1	37.3	37.5	37.7
ļ	財源 計	77.2	74.5	104.2	101.4	95.6
J	収支差引	0.1	△5.8	△7.3	△5.9	△3.8
j	資金残高	0.1	△5.7	△13.0	△18.9	△22.7

令和10年度における累積不足額



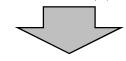
(改正後の料金における財政見通し)

○収益的収支



(単位:億円)

△21.0



○資本的収支

(単位:億円)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		事業費	77.1	80.3	111.5	107.3	99.4
	財	借入金	33.9	34.4	55.6	54.7	54.5
	源	補助金等	5.0	6.0	11.3	9.2	3.4
	内 	補塡財源	38.3	34.1	37.3	37.5	37.7
	訳	補塡財源増充	分	8.4	6.4	5.0	3.3
_		財源計	77.2	82.9	110.6	106.4	98.9
	J	収支差引	0.1	2.6	△0.9	△0.9	△0.5
		資金残高	0.1	2.7	1.8	0.9	0.4

資金残高の確保

					+ [元·[四] 1)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入合計	70.0	79.5	79.0	78.6	78.4
うち料金収入	62.5	62.0	61.6	61.2	60.8
料金改正分	:	11.0	10.9	10.9	10.9
支出合計	70.4	71.1	72.6	73.6	75.1
うち <mark>経費</mark>	66.9	67.6	69.1	70.1	71.5
単年度純損益(収支差引)	△0.4	8.4	6.4	5.0	3.3
累積赤字	△0.4		_	-	y ear

累積赤字の解消

- 基本料金については、水道料金算定要領の考え方に基づき口径別に設定 ただし、影響の大きい使用者(口径25mm以上)について、軽減措置を実施
- ・従量料金については、生活用水確保への配慮から、水量区分を変更することなく一定率を乗じて設定
- ・用途別料金体系(公衆浴場用及び特殊用)は、平均改定率から設定

【基本料金(1月当り)】

200mm

(税込 四)【従量料金(1㎡当り)】

(税込 円)

	•	· –			,				(1	死处 门/
口径	現行	改正案	差額	水量	現	行	改』	E案	差	額
13mm	770	979	+209	区分	φ 13~25	φ40以上	φ 13~25	φ40以上	φ 13~25	φ40以上
20mm	1, 100	1, 408	+308	1~10m³	22	154	25. 3	173. 8	+3. 3	+19.8
25mm	1, 540	2, 310	+770	11~20 m³	154	104	173. 8	175.0	+19.8	
40mm	3, 850	5, 995	+2, 145	21∼30 m³		181. 5		204. 6		+23. 1
50mm	7, 260	10, 395	+3, 135	31∼50 m³		220		247. 5		+27. 5
75mm	14, 740	22, 880	+8, 140	51~100㎡		275		310. 2		+35. 2
100mm	23, 540	39, 655	+16, 115	101 m³ ~		363		409. 2		+46. 2
150mm	50, 600	92, 345	+41, 745							

【公衆浴場用及び特殊用(1月当り)】

72, 600 157, 575

(税込 円)

田冷	現	行	改正	案	差	額	備考		
用途	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本水量	従量料金	
公衆浴場用	8, 800	71. 5	10, 366. 4	84. 7	+1, 566. 4	+13. 2	150m³	基本水量を	
特殊用	7, 920	517	9, 330. 2	609.4	+1, 410. 2	+92. 4	20 m	超える分に適用	

+84, 975

【参考】平均使用水量における現行と改正後の水道料金比較(1月当たり)

口径	平均 使用水量	現行 水道料金		改正後 水道料金	現行料金との 差額
13mm	14m³	1,606円		1, 927円	+321円
20mm	19 m³	2, 706円	\	3, 225円	+519円
25mm	41 m³	7, 535円		9,069円	+1,534円
40mm	176 m³	54, 483円		63,076円	+8,593円
50mm	336 m³	115, 973円		132, 948円	+16,975円
75mm	571 m³	208, 758円		241, 595円	+32,837円
100mm	1, 278㎡	474, 199円		547, 674円	+73,475円
150mm	2, 711 m³	1, 021, 438円		1, 186, 748円	+165,310円
200mm	11, 545 m³	4, 250, 180円		4, 866, 851円	+616,671円
			· /		
公衆浴場用	1, 008 m³	70, 147円	,	83, 039円	+12,892円
特殊用	100m³	49, 280円		58, 082円	+8,802円

[※]平均使用水量は、令和5年度決算見込(特殊用は契約実績なしのため、過去実績水量)

【参考】使用水量に基づく水道料金 中核市比較(税抜)

平均

1,143

平均

一般家庭用

2,877

平均

_					•		,,	.,,		/:	
	中核市水	道事業体	(57事	事業体) に	こおける和	和歌山市	の現行料	全と改正	案	((令和4年度末現在)
	φ13 10	㎡/月(抜)		φ13 20	m³/月(抜)		φ20 10)㎡/月(抜)			0㎡/月(抜)
1	福島市	2,090	1		4,105	1		3,800	1	郡山市	4,730
2	郡山市	1,990	2	佐世保市	3,814	2		3,340		福島市	4,630
3	いわき市	1,830	3	吳市	3,770	3		2,910		いわき市	4,470
	0 1/2 0 1/3	1,000		26.15	0,770		0 1/2 C 1/3	2,310		0 42 6 113	1,170
11	松本市	1,428		下関市	2,821		秋田市	1,750		鳥取市	3,510
12	吳市	1,360		那覇市	2,765	12		1,730	12		3,421
13	鳥取市	1,360		改正案	2,700			1,730		川口市	3,230
14	那覇市	1,301	13	宮崎市	2,690	. 14		1,700		盛岡市	3,228
15	山形市	1,280	14		2,690	15		1,690		奈良市	3,190
16	秋田市	1,250	15	甲府市	2,670	16		1,670		旭川市	3,180
17	大分市	1,240	16	水戸市	2,650	17		1,650		秋田市	3,100
18	金沢市	1,220	17	盛岡市	2,628	18		1,640		改正案	3,090 ←
19	前橋市	1,190	18	秋田市	2,600	19		1,600	18	宮崎市	3,080
20	青森市	1,180	19		2,600	20		1,600		甲府市	3,070
21	岡崎市	1,170		川口市	2,590	21		1,560		水戸市	3,063
22	宮崎市	1,170	21		2,579		旭川市	1,520	21		3,050
23	高知市	1,164		平均	2,555	i	改正案	1,510			2,990
24		1,150	22	松山市	2,541	23	長崎市	1,505		宇都宮市	2,980
	平均	1,143	23		2,534	24		1,490	!	平均	2,877
25	下関市	1,130	24		2,525		佐世保市	1,484	24	. 岡崎市	2,870
	改正案	1,120	25	大津市	2,520		平均	1,464		鹿児島市	2,870
26	甲府市	1,090	26		2,520	26	水戸市	1,413		柏市	2,840
27	福井市	1,070	27	福山市	2,510	27	呉市	1,400		那覇市	2,765
28	松山市	1,069	28		2,490	. 28		1,320	•	久留米市	2,700
29	吹田市	1,060	29	青森市	2,480	29		1,301		姫路市	2,649
30	大津市	1,060	. 30	奈良市	2,480	30		1,270		西宮市	2,645
31	柏市	1,060	31	松本市	2,473	31		1,220	•	前橋市	2,620
32	川口市	1,010	32	吹田市	2,460	32	和歌山市	1,200	_ I 32	和歌山市	2,600
33	水戸市	1,000	33	金沢市	2,440	33	久留米市	1,200	33	吹田市	2,550
34	富山市	1,000	i 34		2,440	34	高知市	1,164	34	松山市	2,541
35	尼崎市	1,000	35	豊田市	2,410	35	吹田市	1,150	35	高知市	2,534
43	福山市	920	43	尼崎市	2,320	43	姫路市	1,009		寝屋川市	2,364
44	明石市	920	44	明石市	2,310	44	富山市	1,000	44	東大阪市	2,362
45	東大阪市	902	45	和歌山市	2,300	– 4 45	尼崎市	1,000	45	尼崎市	2,320
46	枚方市	902	46	豊中市	2,270	46	寝屋川市	964	46	明石市	2,310
47	和歌山市	900	- 4 47	高槻市	2,200	47	豊中市	960	47	豊橋市	2,290
48	倉敷市	900	48	高崎市	2,119	48	八尾市	940	48	高崎市	2,279
49	川越市	900	49	富山市	2,100	49	福山市	920	49	豊中市	2,270
50	宇都宮市	890	50	枚方市	2,082	50	明石市	920	50	高槻市	2,200
51	横須賀市	890	51	柏市	2,060	51	岐阜市	915	51	函館市	2,180
52	高槻市	850	52	福井市	2,050	52	東大阪市	902	52	富山市	2,100
53	久留米市	850	53	倉敷市	2,000	53	枚方市	902	53	枚方市	2,082
54	豊橋市	810	54	川越市	1,950	54	倉敷市	900	54	川越市	2,080
55	岐阜市	805	55	函館市	1,780	55	横須賀市	890	55	福井市	2,070
56	函館市	710	56	一宮市	1,746	56	高槻市	850	56	倉敷市	2,000
57	一宮市	606	57	豊橋市	1,370	57	一宮市	611	57	一宮市	1,751

平均

1,464

2,555

【参考】口径別基本料金 中核市比較(税抜)

(令和5年4月現在)

	· ' - L	/ 🗸 👊 🤅		<u> </u>		1 1/	11142	<u> </u>	/ (/ /	11//					(1)/	115年4月 况	114/		
順団体名	φ 25 順	i 団	体名	φ40	順	団体名	φ50	順	団体名	φ75	順	団体名	φ 100	順	団体名	φ 150	順	団体名	φ 200
1 松江市	5, 200	1 松江	T. rb	16, 400	1	松江市	28,000	1	松江市	76,000	1	松江市	155, 400	1	松江市	422, 200	1	大津市	455, 360
2郡山市		2 郡 山		14, 400		いわき市	21,600		いわき市	58,000	2	いわき市	115,000		いわき市	321,000		いわき市	427,000
3 柏市	-	3 松本				郡山市			郡山市			柏市			鳥取市			柏市	
		_		13,000			21, 300	_		53, 200			98, 800	_		240,000			420,000
4 いわき市	-	4 柏 市		12, 480		松本市	20,000		松本市	48,000		郡山市	91,000		盛岡市	237,900		豊橋市	420,000
5 松本市				11,800		柏市	18, 400		柏市	46, 200		鳥取市	88,000		柏市	226,000		鳥取市	400,000
6 福島市		6 福島		10,500		鳥取市	16, 700		鳥取市	43,900	6	盛岡市	82,800		大津市	216, 220		呉市	382,500
7鳥取市	3, 160	7 鳥耶	文市	9,400	7	呉市	16, 400	7	盛岡市	39, 700	7	横須賀市	82,000	7	豊橋市	203,000	7	横須賀市	370,000
8 甲府市	2,720	8 盛岡	司市	8,300	8	盛岡市	15, 100	8	呉市	37,800	8	松本市	82,000	8	郡山市	198,000	8	高槻市	313, 300
9 秋田市	2,700	9 豊田	日市	8,210	9	福島市	14, 100	9	横須賀市	37,000	9	大津市	80,030	9	呉市	195,500	9	郡山市	281,000
10 姫路市	2,510 10	0 秋田	日市	7,800	10	大津市	13, 730	10	豊橋市	36,000	10	豊橋市	73, 400	10	松本市	180,000	10	吹田市	280,000
11 豊橋市	2,500 1	1 豊橋	喬市	7,700	11	久留米市	13,600	11	大津市	35, 890	11	呉市	73, 400	11	豊田市	177, 180	11	久留米市	270,000
12 久留米市		2 高峭		7, 300		西宮市	13, 500	_	福島市	34, 300		久留米市	62, 500	_	高槻市	162, 110		川口市	197, 820
13 盛岡市		3 甲底		6, 860		秋田市	13, 300		西宮市	33, 800		豊田市	61,010	_	枚方市	157, 319		函館市	189,000
14 豊田市		4 大洋				豊橋市	13, 300		久留米市	32,000		高槻市	59,800		横須賀市	156,000		下関市	188, 200
15 山形市		5 西宮		6, 700		高槻市			高槻市	30, 550	15	1			吹田市	126,000	14	•	-
				-			13, 260						55, 900				1.5	平均	180, 835
16 奈良市		6 高槻		6,630		豊田市	12, 200		豊田市	30, 400		枚方市	55, 164		久留米市	124,000		姫路市	175, 500
17 松山市	-	7 山形		6,210		川口市	12, 100		秋田市	30,000		那覇市	53, 278		福島市	115,700		西宮市	173,000
18 川口市		8 姫路		6, 100		高崎市	11,000		高崎市	27, 200		西宮市	51,000	_	函館市	113,400		秋田市	160,000
▲ 改正案		9 松山		6,000		山形市	10,650	19	枚方市	27,051	19	秋田市	50,000	19	西宮市	112,000	18	長野市	156, 120
19 大津市		_	習米市	6,000	20	横須賀市	10,500		平均	24, 499		平均	45, 915		平均	111,671	_	改正案	143, 250
20 下関市	2,000 2	1 奈良	10000000000000000000000000000000000000	5,900	21	姫路市	10,500	20	甲府市	23,940	20	高崎市	45,800	20	秋田市	110,000			142, 500
21 長野市	1,920	平	均	5,655		平均	10, 343	21	山形市	23,410	21	松山市	41,300	21	鹿児島市	102,370	20	奈良市	136,000
平均	1,920 2	2 枚力	5市	5,486	22	甲府市	10,340	22	姫路市	23, 200	22	奈良市	41,000	22	川口市	100,800	21	尼崎市	129, 200
22 横須賀市	1,800	改正	案	5, 450	23	枚方市	9, 957	23	松山市	22,800	23	川口市	40,320	23	姫路市	100,500	22	山形市	116, 450
23 宮崎市	1, 780 2:	_		5, 150		松山市	9,800		奈良市	22,700		鹿児島市	38, 970		高崎市	100, 400	_		111, 480
24 函館市		4 吳市		5,040		下関市	9, 539	_	川口市	22, 680		山形市	38, 110	_	那覇市		_	鹿児島市	102, 370
25 鹿児島市		5 構須	頁賀市	5,000		函館市	9, 450	A	改正案	20,800		甲府市	38, 100	_	下関市			那覇市	95, 926
26 水戸市	1, 576 20	_		4,800		改正案		26	鹿児島市	20, 460	27		38,000	_	松山市			大分市	95, 200
27 那覇市		7 川 口			_	奈良市	•	_	那覇市	20, 028	28		37,800		奈良市		_	甲府市	81,600
28 宇都宮市		_	見島市			宮崎市			下関市	19,619		下関市	36,600		改正案	83,950	_		75, 200
							9, 230	_	函館市		29			100			_	和歌山市	
		9 下関				那覇市	•	_		18, 900	100	改正案 吹田市	36,050	_		82, 450			66,000
30 青森市	1, 490 30				_	鹿児島市			大分市				31,000	_	宇都宮市	82, 130		高知市	65, 500
31 大分市	1,430 3	_			_	青森市		_	宮崎市		_	長野市	30, 400	_		78, 760		青森市	56, 800
32 岡崎市	1, 410 3:				•	大分市		_	長野市		_	尼崎市	29, 980	_		64,070		八尾市	47,000
33 和歌山市		3 函館			_	明石市	8, 550	_	尼崎市	15, 960	_	宇都宮市	29, 260	_	尼崎市	62, 400		長崎市	45,000
34 西宮市	1, 365 3	4 岡崎	奇市		_	岡崎市	8, 110	34	明石市	15,870	34	宮崎市	29, 150	34	大分市	61,500	34	豊中市	40, 180
35 高崎市	1,320 3	5 高知	印市	3,540	35	長野市	7,820	35	岡崎市		_	大分市	28,000	_		57, 715	35	一宮市	17, 433
36 吹田市	1, 250 3	6 和部	吹山市	3,500	36	高知市	7, 780	36	青森市	14, 100	36	明石市	24,930	36	甲府市	57,670	36	富山市	5,000
37 呉市	1,230 3	7 青森	集市	3,400	37	尼崎市	7,640	37	宇都宮市	14,070	37	岐阜市	23,835	37	明石市	52,940	37	旭川市	3,270
38 尼崎市	1,220 3	8 宇都	8宮市	3, 390	38	和歌山市	6,600	38	高知市	13,620	38	岡崎市	23,650	38	岡崎市	47,410			
39 福井市		9 尼崎		3, 220		水戸市	5,870	_	和歌山市			水戸市	21, 952	_	和歌山市	46,000			
40 前橋市		0 水戸		3, 206		宇都宮市	5, 850		水戸市	12,890	_	和歌山市	21, 400		前橋市	45, 100			1
41 長崎市	1,000 4			3,000		岐阜市	5, 355	41		12,500		青森市	20, 700	_	水戸市	45,072		İ	1
42 一宮市	977 4:	_	2市	2,930		八尾市	5,000		前橋市	12,000		高知市	20,540	_	福井市	42, 900		1	
43 明石市	870 43					吹田市			岐阜市			福井市	20, 400			42,000		1	+
44 旭川市	860 4					福井市			吹田市			一宮市	17, 433			41, 100		+	+
		_																+	
45 豊中市	760 4					長崎市			一宮市			前橋市	16,300			34,000		1	
46 高槻市		6 福井				一宮市			八尾市			長崎市	16,000			33,000		1	
47 岐阜市		7 前橋				前橋市			長崎市	9,500		八尾市	15,000			17,910			
48 枚方市		8 豊中		-		富山市			豊中市			豊中市	-		一宮市	17, 433		1	
49 富山市		9 旭川				豊中市	1,700		富山市	2,000		富山市			富山市	5,000			
50 八尾市		1富口			50	旭川市	860		旭川市	1,320		旭川市	1,320	_	旭川市	2,700			
平均	1,920	平均	均	5,655		平均	10,343		平均	24, 499		平均	45, 915		平均	111,671		平均	180,835
									_						\•	/田冷则料/	\wedge \sqcup	エーサル //	

※用途別料金体系の事業体は除く

			改正案				現行
	(料金)				(料金)		
第	2 5 条 料金	の額は、1月に	こついて次の表により算定して得た額とす	第 2	25条 料	金の額は、1月に	こついて次の表により算定して得た額とす
	る。この場合	において、1円	未満の端数が生じたときは、その端数を切	7	。この場	合において、1円]未満の端数が生じたときは、その端数を切
	り捨てるもの)とする。		Ŋ	捨てるも	のとする。	,
種	用途及び	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	種	用途及び	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
別	メーター			別	メーター		
	の口径				の口径		
専	− 1 3 ₹	979円	10立方メートルまでの分 25円30	専-	- 1 3 ₹	770円	10立方メートルまでの分 22円
用	般リメー		銭	用用	段リメー		
給	用トル		10立方メートルを超え20立方メート	給月	用トル		10立方メートルを超え20立方メート
水	203	1,408円	ルまでの分 <u>173円80銭</u>	水	203	1,100円	ルまでの分 <u>154円</u>
装	リメー		20立方メートルを超え30立方メート	装	リメー		20立方メートルを超え30立方メート
置	トル		ルまでの分 <u>204円60銭</u>	置	トル		ルまでの分 <u>181円50銭</u>
	25 \$	2,310円	30立方メートルを超え50立方メート		25 \$	1,540円	30立方メートルを超え50立方メート
	リメー		ルまでの分 <u>247円50銭</u>		リメー		ルまでの分 <u>220円</u>
	トル		50立方メートルを超え100立方メー		トル		50立方メートルを超え100立方メー
			トルまでの分 310円20銭				トルまでの分 <u>275円</u>
			100立方メートルを超える分 409				100立方メートルを超える分 363
			円20銭				巴
	4 0 ₹	5,995円	20立方メートルまでの分 173円8		4 0 ₹	3,850円	20立方メートルまでの分 154円
	リメー		0銭		リメー		

				, 1	
	トル			20立方メートルを超え30立方メート	
	5 0 ₹	10,3	395円	ルまでの分 204円60銭	
	リメー			30立方メートルを超え50立方メート	
	トル			ルまでの分 <u>247円50銭</u>	
	7 5 ミ	22,8	880円	50立方メートルを超え100立方メー	
	リメー			トルまでの分 310円20銭	
	トル			100立方メートルを超える分 409	
	1 0 0	39,6	355円	円20銭	
	ミリメ				
	ートル				
	1 5 0	92,3	3 4 5 円		
	ミリメ				
	ートル				
	2 0 0	157,5	575円		
	ミリメ				
	ートル				
公易	 段浴場	150立	10,3	150立方メートルを超える分 84円	
用		方メート	66円	7 0 銭	
		ル(基本	40銭		
		水量)ま			
		で			
特列	朱用	20立方	9,33	20立方メートルを超える分 609円	
		メートル	0円2	40銭	
		(基本水			

	ı	I.	1	I
	トル			20立方メートルを超え30立方メート
	5 0 ₹	7,	260円	ルまでの分 <u>181円50銭</u>
	リメー			30立方メートルを超え50立方メート
	トル			ルまでの分 <u>220円</u>
	75€	14,	740円	50立方メートルを超え100立方メー
	リメー			トルまでの分 <u>275円</u>
	トル			100立方メートルを超える分 <u>363</u>
	100	23,	5 4 0 円	巴
	ミリメ			
	ートル			
	150	50,	600円	
	ミリメ			
	ートル			
	200	72,	600円	
	ミリメ			
	ートル			
公	衆浴場	150立	8,80	150立方メートルを超える分 <u>71円</u>
用		方メート	0円	50銭
		ル(基本		
		水量)ま		
		で		
特	殊用	20立方	7,92	20立方メートルを超える分 <u>517円</u>
		メートル	0円	
		(基本水		
1		'	1	l

量)まで	量)まで
共 共用(1戸 <u>979円</u> 専用給水装置のメーターの口径13ミリ	共 共用(1戸 <u>770円</u> 専用給水装置のメーターの口径13ミリ
用 当たり) メートルの従量料金を適用	用 当たり) メートルの従量料金を適用
給	給
水	
装	装
置	置
備 1 ~ 4 略	備 1~4 略
考	考
2 略	2 略

【附則】

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第25条第1項の表の規定は、令和7年4月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行った メーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。